「葛飾区区民サービス向上改革プログラム」(素案) に対する 区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の実施結果について

区民サービス向上改革プログラムの策定にあたり、広く区民の意見を取り入れるため、区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)を実施した。

1 閲覧・意見提出期間

令和3年6月22日(火)~令和3年7月21日(水)

2 閲覧・配布場所

区政情報コーナー、区民事務所(6か所)、区民サービスコーナー(4か所)、図書館(中央館、地域館6か所、地区館6か所)、健康プラザかつしか、男女平等推進センター、政策企画課計27か所また、区ホームページにも掲載した。

3 提出された意見

意見提出者 2人、意見数 3件

4 提出された意見に対する区の考え方

次頁から記載のとおり

「葛飾区区民サービス向上改革プログラム」(素案)の 区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】 ◎:プログラム(案)に意見を反映する、○:プログラム(素案)に入っている、△:取組項目の推進にあたって参考にする、□:意見・要望としてお聞きする

No.	取組項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	No.19「自転車総合対策事 業の推進」	自転車の管理について、盗難に遭い、見つかって 引き取りに行った際の手続がアナログでとても不便 だったので、改善を望む。警察が絡むので難しいか も知れないが、こういうあまりに不便なところこそデ ジタル化してほしい。		盗難された自転車が撤去される前に警察に盗難届を出された場合は、撤去手数料を徴収せずに自転車を返却しておりますが、盗難届の届出は警察署に提出していただくこととなりますので、そのようなご意見があったことは警察にお伝えさせていただきます。
2	No.20「学校業務等の効果 的・効率的な運営の推進」 (2)給食調理業務	令和2年度東京都における学校給食の実態調査の「第11表 有機農産物・特別栽培農産物・地場産物使用状況実態」より、葛飾区における自校式の小学校で1校であった。 有機給食が全ての正解とは思わないが、子どもの体と作るということに焦点を当てて再考して欲しい。その上で給食を企業主導とすることへのガイドラインやチェック体制の明確化と明文化を求める。		本区における学校給食につきましては、文部科学省が定めている「学校給食実施基準」に基づき、多様な食品を適切に組み合わせて、児童・生徒が各栄養素をバランス良く摂取できるよう献立の作成及び調理に努めています。こうした中、品質及び価格を考慮しながら、食品の選定・調達を行っているところです。今後も、「学校給食実施基準」等を踏まえ、ご提言をいただいた有機農産物等を含めた様々な食品の活用について検討してまいります。また、本区は、給食調理業務について委託化を進めております。委託化の推進に当たっては、調理や衛生管理等のチェックシートの活用及び実地検査の実施等、本区の「民間活用ガイドライン」に基づき業務水準の確保に努め、安全・安心な学校給食の提供に努めているところです。
3	No.20「学校業務等の効果 的・効率的な運営の推進」 (2)給食調理業務	学校給食と学校農園を活用し、食農教育をすすめ ることにより食の安全と都市農業を守るべきであ る。		本区においては、葛飾区食育推進計画に基づき、食に関する正しい知識を普及し、食べ物への興味や関心を深め、健康的で豊かな食生活が実践されるよう食育の推進を図っております。 また、農家の方に対して、営農集団研究活動助成や農業体験農園支援事業補助金等の各種補助事業の実施等により、区内農業の推進、営農支援及び都市農地の保全に努めております。 今後も葛飾元気野菜などの地場農産物を取り入れた学校給食や学校での体験活動のほか様々な食育の機会を通じて、食の安全・安心の確保や地産地消について取り組んでまいります。